

○医師が記入した登園許可証が望ましい感染症

区分	感染症名	登園のめやす
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあつては、3日を経過するまで）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
	流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失してから
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消え2日経過してから
	結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157.026、0111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
第3種 その他	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	手足口病	解熱後1日以上経過し口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹が出現した頃にはすでに感染力は消失しているため、全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	A型肝炎	肝機能が正常であること
	B型肝炎	急性肝炎の場合、症状消失し全身状態が良いこと キャリア、慢性肝炎の場合は、制限なし
	アタマジラミ	駆除を開始していること
	伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
	突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス	発熱や咳などの症状が安定し、全身状態が良いこと

☆上記の基準は、「学校保健法施行規則」に準じています。